

2009年6月吉日

各位

## セーフティアセッサ資格有効期限変更及び更新手順見直しのご案内

日本認証株式会社

2004年度にスタートしましたアセッサ資格制度も5年を経過し、幅広い業種の方に有用性をご理解頂き、2008年度試験を完了した時点でアセッサ資格者の総計は1500名、資格者保有企業数も210社を越える状況になってまいりました。

しかし時間の経過に伴い、スタート当初に設定したセーフティアセッサの諸制度の中に、資格者にとって負担が大きすぎる内容のものがあつたりして、一部の方から見直しを行ってはとご指摘がありました。

6年目に入ったこの時点をとらえて関係者で検討した結果、下記項目について見直しを行いましたので、ご連絡致します。

なお、それぞれの項目で対象となる方々には別途個別にご連絡させていただきます。

以上

記

### 1. 資格有効期間の延長

認証日が2009年4月1日以降の認証者から、更新費用据置で有効期限を2年から4年に延長します。

### 2. 更新手順の見直し

- 1) 更新条件にある「指定講習会受講済み」を削除します。
- 2) 「指定講習会」受講出来なかった場合の「自己申告書」の提出条件は、毎年提出頂くサーベイランスで確認が可能ですので削除します。
- 3) 4年に一回の更新試験を廃止します。

### 3. 資格失効者の資格再交付

セーフティアセッサ資格の継続は毎年提出頂くサーベイランス及び有効期限前の更新申込の手続きが必要ですが、それを怠った場合、取得されたセーフティアセッサは失効となります。更新手順の見直しを行ったこと、更には失念による更新申込忘れ等に配慮して、今回資格失効者への再交付制度を以下の手順で導入します。

- 1) 再交付申込は原則資格失効後2年以内とし、申し込みの受理は一回限りと致します。
- 2) 資格再交付に際しては以下でセーフティアセッサ資格のスキル保有を確認します。
  - ① セーフティサブアセッサ資格者の方は自己申告書を提出頂きます。
  - ② セーフティアセッサ資格者の方は口述試験を受験頂きます。

### 3) 再交付期間

有効期限は失効期間も含めて失効日から起算して最大4年とします

### 4. 経過措置

- 1) 2008年度試験合格者及び資格更新者については、資格有効期限を2011年3月31日から2013年3月31日に延長します。(7月以降個別に連絡させていただきます)
- 2) 資格失効者への資格再交付申込は下記で申込を受け付けます。
  - ① 失効した資格がセーフティサブアセッサの方は今年度に限り2009年7月1日～7月31日迄受付を行います。申込の詳細は個別に連絡させていただきます。
  - ② 今後の申込受付は改めてご案内させていただきます。

以上